

実務対応報告第10号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」に対する意見

朝日監査法人 波多野 直子

至らぬ内容のコメントで恐縮ですが、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

#### 前書きについて

「転換社債型新株予約権に関する発行者側の会計処理については、一括法又は区分法が適用されるが、実務上は一括法が適用されている例が大半であると思われるため、本実務対応報告では、一括法の適用を前提としている」としており、区分法の検討はされていません。今回の報告上で区分法による場合も明示していただき、会計方針の選択をせざるべきなく、会計処理方法間の比較を行い易くしたほうがよいかと思えます。また、「外貨建転換社債型新株予約権付社債以外の外貨建新株予約権付社債は、現状ではほとんどみられないため、それらの取扱いを明らかにしていないが、今後それらが多く見受けられるようになって、その会計処理を検討する必要性が生じた場合には、同様に実務上の取扱いを明らかにすることもある。」とされています。代用払込が認められる場合や、代用払込の請求があったとみなすものうち転換社債型ではないものについて、今後別途取扱いが公表されると、実務対応報告の体系がわかりにくくなることも考えられるので、今回取扱いを明示していただいたほうがよいかと思われます。

#### 2(1)について

「振当処理を採用している場合」とし、「振当処理を採用する場合」としなかった理由は、すでに外貨建て旧転換社債について発行による外貨入金額に為替予約を付す方針を採用している場合などにおいて継続適用が前提であること示すためでしょうか？ そうであればもう少し詳しい記載をしていただければと思います。

#### 適用時期について

「本実務対応報告は、公表日以後に終了する中間会計期間又は事業年度から適用する」とされていますが、公表日前に行われた処理の修正を強制するものではないことも明示していただいたほうがよいかと思えます。

以上